

Q 手術で後遺症 リスク知らされず

病院で心臓の手術を受けたのですが、思わぬ後遺症が残ってしまいました。医師からは仕方がないことと言われましたが、手術前にこうしたリスクについて具体的な説明はありませんでした。病院の対応に問題はないのでしょうか。

法律 相談室

患者には、自分の病状について医師から十分な説明を受け、理解した上で医療行為に同意するかどうかを決める権利があります。これを患者の「自己決定権」といい、十分な情報を得た患者が同意して医療を受けることを「インフォームド・コンセント」といいます。

患者には、自分の病状に容や程度は、医療行為の緊急性などによって異なりませんが、一般的には、①病気の診断②医療行為の内容と目的、必要性③医療行為に伴う危険や副作用④他の治療法の内容とメリット・デメリット⑤医療行為をしない場合の予後——などの説明が必要とされます。

示を病院側に求め、事実関係の確認を行うとともに、医学的な妥当性を調査・検討するなどの作業が要求されます。

解決までに相応の時間や費用がかかることもあります。このため医療を受ける際には、医師から必要な説明が尽くされるよう患者か

説明なければ賠償請求も

インフォームド・コンセントには、患者にとっては生き方や健康に関して自分の意思で決定するという意味があります。一方、医師には患者の自己決定権が実現されるよう、必要な説明を尽くす義務があります。

医師が負う説明義務の内容は、説明義務違反があった場合は、病院側に賠償を求めることが可能です。ただし、医療事件の解決には、医学的な調査を伴う専門的な事件処理が必要になります。医師の説明義務違反を証明する場合、医療行為に関する同意書やカルテなどの開

医師の説明が不十分で、説明義務違反があった場合は、病院側に賠償を求めることが可能です。ただし、医療事件の解決には、医学的な調査を伴う専門的な事件処理が必要になります。医師の説明義務違反を証明する場合、医療行為に関する同意書やカルテなどの開

らも医師に対して積極的に説明を求め、納得した上で医療を受ける意識を持つことが大切です。

県弁護士会では、医療問題に関する相談窓口（043・227・8431）を設けているので、まずはお問い合わせください。（回答 大杉洋平弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。